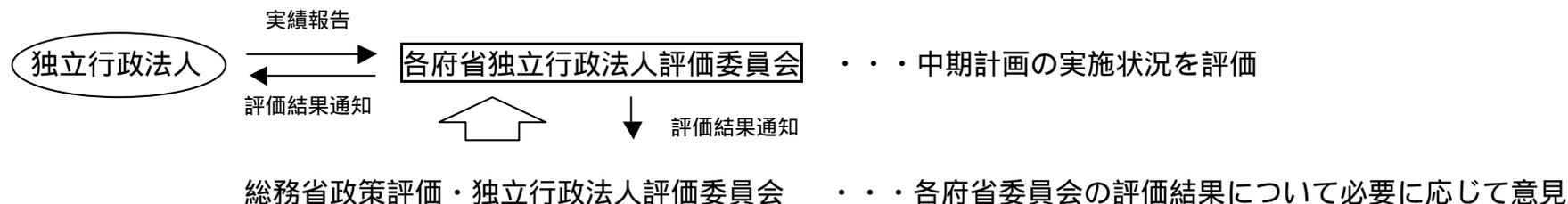


独立行政法人の評価制度の概要

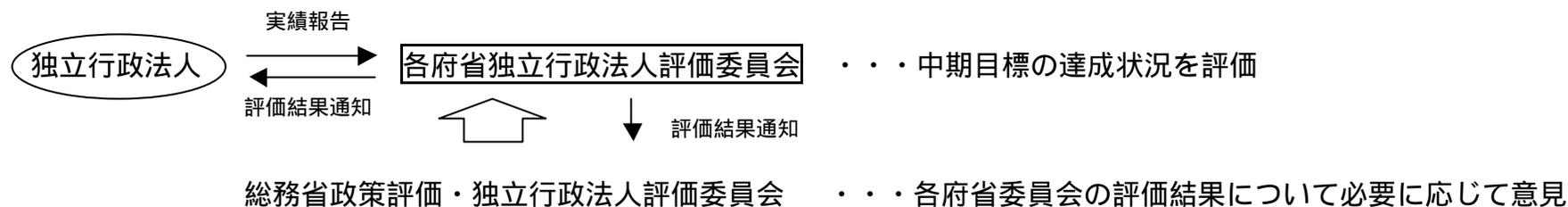
業務実績評価

○年度評価（通則法第 32 条）～ 毎年度実施

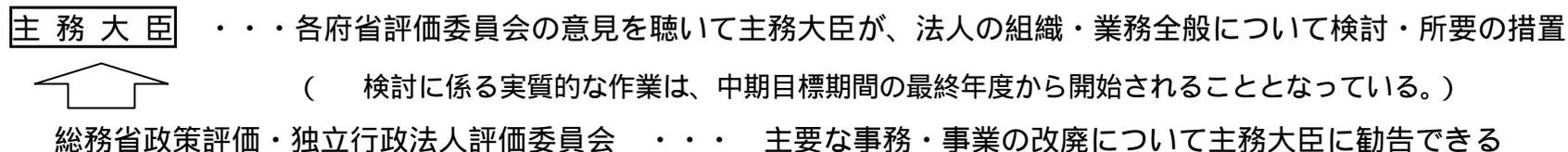
統計センターの場合、平成 15 年度～ 19 年度が対象



○中期目標期間評価（通則法第 34 条）～ 中期目標期間が終了した法人ごとに実施



○中期目標期間終了時の検討（通則法第 35 条）



独立行政法人の評価の流れ（概要）

1 業務の実績に関する評価

独立行政法人の業務の実績評価には、(1)毎年度の業務の実績について行われる年度ごとの評価及び(2)中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間についての評価の2種類ある。

評価の流れは以下のとおり。

評価委員会（分科会）における評価の方針（客観的な評価基準等）の策定。

独立行政法人から評価委員会（分科会）に対し、当該事業年度終了後3月以内に実績報告書の提出（中期目標期間評価の場合は、当該目標期間終了後3月以内に提出）。

評価委員会（分科会）による中期計画の実施状況（中期目標の達成状況）の調査・分析、総合的な評定。

評価委員会は、評価結果を独立行政法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知。この場合、評価委員会は、必要に応じて独立行政法人に対し、業務運営の改善等の勧告を行うことができる。通知後、遅滞なく通知に係る事項の公表。

中期目標期間終了時において、評価委員会の意見を聴いて主務大臣が独立行政法人の組織・業務全般に関し検討・所要の措置を講じる。政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関し主務大臣に勧告できる。

2 財務諸表の承認

独立行政法人は、主務大臣に対して財務諸表を提出（当該事業年度終了後3月以内）。

総務大臣は、財務諸表の承認に当たり、評価委員会の意見を聴取（注）。

（注）財務諸表の承認は、評価委員会議事規則により分科会の議決をもって評価委員会の議決とすることができる。

総務大臣による財務諸表の承認。

財務諸表の公表及び一般への閲覧。

(参考) 独立行政法人通則法 (業務の実績評価に関する部分)

各事業年度に係る業務の実績に関する評価 (通則法第 32 条)	中期目標に係る業務の実績に関する評価 (通則法第 34 条)
<p>1 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p> <p>2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</p> <p>3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会 (以下「審議会」という。) に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</p> <p>4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項 (同項後段の規定による勧告をした場合であつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容) を公表しなければならない。</p> <p>5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>1 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p> <p>2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</p> <p>3 第 32 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第一項の評価について準用する。</p>
	<p style="text-align: center;">中期目標の期間の終了時の検討 (通則法第 35 条)</p>
	<p>1 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。</p>